

撰南大学土木会会則

令和元年11月

摂南大学土木会会則

第1章 総 則

(名称, 本部)

第1条 本会は摂南大学土木会と称し、本部を摂南大学理工学部都市環境工学教室におく。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の動静を把握するとともにその親睦をはかり、もって、本会の発展に寄与し併せて都市環境工学科へ貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.会員名簿の発行
- 2.会報の発行
- 3.講演会, 親睦会の開催
- 4.その他

第2章 会 員

(構 成)

第4条 本会は次の会員で構成する。

- 1.正会員 摂南大学工学部土木・都市環境システム工学科、理工学部都市環境工学科および大阪工業高等専門学校土木工学科の卒業生
- 2.準会員 摂南大学理工学部都市環境工学科の在学生
- 3.特別会員 摂南大学工学部ならびに大阪工業高等専門学校の土木・工学部都市環境システム工学・理工学部都市環境工学教室の教員および旧教員
- 4.名誉会員 役員会の議を経て認めたもの

第3章 役員, 評議員等

(役員, 評議員)

第5条 本会は次の役員および評議員をおき任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 2～3名
- 3.常任委員 10～15名
- 4.会計 2～3名
- 5.監査委員 2名
- 6.評議員 若干名

(選 出)

第6条 上記役員および評議員の選出は次のとおりとする。

- 1.会長、副会長、正会員および特別会員の互選により決める。
- 2.常任委員 正会員および特別会員中から会長の指名により決める。
- 3.会計 正会員および特別会員中から会長の指名により決める。
- 4.監査委員 正会員および特別会員の互選により決める。
- 5.評議員 各年度卒業生中から互選により決める。

(名誉会長，顧問および相談役)

第7条 本会に名誉会長、顧問および相談役をおくことができる。名誉会長、顧問および相談役は会長が役員会の議を経て決定する。

(役 務)

第8条 役員および評議員の任務は次のとおりとする。

- 1.会 長 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2.副会長 副会長は会長を補佐し会長に支障がある時はこれを代理する。
- 3.常任委員 常任委員は会長、副会長を補佐し会務を処理する。
- 4.会 計 会計は本会の会費、臨時会費および寄付金を掌握する。
- 5.監査委員 監査委員は会計および事務を監査する。
- 6.評議員 評議員は予算、決算等会の重要な事項を審議する。

第4章 会 議

(種 類)

第9条 会議は総会、役員会および評議員会としすべて会長が招集する。

(総 会)

- 第10条
- 1.定時総会は1年に1回開催し事業計画、予算、決算等の承認を得る。
 - 2.臨時総会は役員会で必要と認めた時、または評議員の過半数の人数から請求のあった時開くことができる。
 - 3.総会の議題、期日および場所は開催日の1ヶ月前までに、これを役員に通知しなければならない。

(役 員 会)

第11条 役員会は必要に応じ会長がこれを招集し、重要事項を審議し、評議員会の承認を必要とする。

ただし、役員会は会長、副会長、常任委員、会計および監査委員をもって構成する。

(評議員会)

第12条 評議員会は必要に応じて会長が招集する。ただし、評議員会は評議員をもって構成する。なお、準会員はオブザーバーとして出席できる。

第13条 会議における議決は出席者の過半数の同意をうることを必要とする。

第5章 会 計

(経 費)

第14条 本会の経費は会費、臨時会費、寄付金およびその他とする。

(会 費)

第15条 正会員はその資格を得ようとする時入会費10,000円を納入しなければならない。但し、2006年4月以前に入学した準会員については旧会則（平成15年11月8日変更版）を適用する。

(臨時会費)

第16条 臨時会費の徴収は役員会の議決を得なければならない。

(会計事務)

第17条 会計事務は会計が行う。

(予算, 決算)

第18条 予算および決算は役員会および評議員会で承認され総会に報告されなければならない。

(会計年度)

第19条 会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(経 理)

第20条 本会に会計簿、事務日誌等を備付けるものとする。

第6章 付 則

(内 規)

第21条 本会を運営するため必要な内規は役員会の議を経て別に定める。

(小委員会)

第22条 本会の運営上必要な時は、役員会の議を経て小委員会を設置することができる。

(会則変更)

第23条 この会則の変更は役員会において出席者の2/3以上、評議員会において出席者の3/5以上の同意を得て総会で決める。

(会則施行)

第24条 本会則は昭和54年3月23日より施行する。

本会則は昭和55年11月3日の総会にて一部変更する。

本会則は昭和61年11月15日の総会にて一部変更する。

本会則は昭和62年11月14日の総会にて一部変更する。

本会則は平成15年11月8日の総会にて一部変更する。

本会則は平成19年12月1日の総会にて一部変更する。

本会則は平成21年11月14日の総会にて一部変更する。

本会則は平成23年11月5日の総会にて一部変更する。

本会則は平成29年11月25日の総会にて一部変更する。

本会則は令和元年11月30日の総会にて一部変更する。

摂南大学土木会功労者表彰規程

第1条（目的） 摂南大学土木会会則第2条の目的達成のため、摂南大学土木会会員およびこれに関係ある者の中で、特に功労のあった者、または準会員において学業および個人の活動において功績のあった者を表彰する。

第2条（表彰者の決定） 表彰者は役員会の意見を聞いて、会長、副会長の協議により決定する。

第3条（選定条件） 土木会の発展に寄与する功労が特に顕著な者。

第4条（表彰の時期） 役員、評議員の場合はその任期了時以後の総会において。また一般会員、その他の場合はその事由が発生した年度の総会もしくは次の総会において表彰する。

※この規程は昭和60年11月16日の総会において承認されました。

※この規程は平成19年12月1日の総会において一部変更が承認されました。